

「福島復興再生基本方針（案）に対する県知事意見」への回答

「1. 本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保」について

- 御指摘の事項については、福島復興再生基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく施策全般の実施に必要な予算を確保してまいります。

「2. 避難指示・解除区域の復興及び再生」について

- 避難指示・解除区域の復興及び再生については、基本方針第2部に基づき、貴県及び県内市町村と連携し、引き続き取り組んでまいります。

また、生活圏の線量モニタリング、放射線相談員による相談体制の整備やリスクコミュニケーション等、総合的・重層的な防護措置の取組を通じて、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として年間1ミリシーベルト以下になることを目指すとともに、中間貯蔵施設の整備や必要な道路交通対策、減容・再生利用等に関する技術開発等については、基本方針第2. 2（3）オに盛り込まれた取組を進めてまいります。

- 帰還困難区域については、関係市町村に寄り添い、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでまいります。

また、特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定等に当たっては、土壌等の除染等の措置や廃棄物の取扱いも含めて、基本方針に即して対応するとともに、特定復興再生拠点区域の設定について、法令

にのっとなった上で特定避難指示区域市町村の意向を十分に踏まえ、柔軟に対応してまいります。

「3. 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現」 について

- 御指摘の事項については、基本方針第4に盛り込まれた取組を進めてまいります。

「4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等」について

- 御指摘の事項については、基本方針第7に盛り込まれた取組を実施してまいります。

「5. その他福島の復興及び再生を推進するための措置」について

- 御指摘の、廃炉・汚染水対策、鳥獣被害対策、風評対策、「復興五輪」の推進、震災の記憶と教訓の後世への伝承等のための施設整備、貴県及び県内市町村への人材面での支援について、適切に実施してまいります。
- また、福島の復興及び再生には中長期的対応が必要であることから、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って適切に取り組んでまいります。